

小児がん等「特別な理由」で予防接種の再接種が必要な子どもに対する接種費用助成を定期接種と同等に位置付けることを求める意見書

国の予防接種制度は、国民の生命と健康を守る重要な対策であり、個人の感染予防・重症化の防止という目的とともに、多くの人々が接種を受けることにより、感染症のまん延を防止する（集団免疫）という社会的な意義も持っている。小児がん等の治療を受けた子どもたちにとっても重要な制度であり、その子どもたちが治療後に通常の世界生活を送るためには、失われた免疫を再度獲得する必要がある。

治療により、患児や家族は身体的、精神的、経済的に大きな負担を強いられており、再接種の費用も負担となっている。既に、助成制度が実施されている自治体もあるが、接種の条件は様々である。居住地により、経済的負担の格差で治療後の再接種を受けられない等の差が出るのが考えられ、予防接種の社会的意義も果たせない可能性がある。

以上のことから、国においては小児がん等「特別な理由」で予防接種の再接種が必要な子どもに対する接種費用助成を定期接種と同等の位置付けとするよう強く要望する。

**【要望事項】**

- 1 化学療法や移植、免疫療法などで予防接種の効果が弱くなったり、失われた子どもに対し再接種する費用の助成を定期接種と同等の位置付けとするように早期実施すること。
- 2 再接種により副反応や後遺症など健康被害が出た場合、国が持つ研究データやワクチンのエビデンスをもとに、定期接種と同等の健康被害救済、補償が受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月3日

福生市議会議長

清水 義 朋

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長

様